

路面電車ループ化を契機とした官民連携による沿線のまちづくりについて

1 趣旨

路面電車のループ化にあわせ、札幌の目抜き通りである駅前通の魅力を上昇し、にぎわいを創出する、来街者の利便に供する施設の整備等を、地元のまちづくり組織である札幌大通まちづくり株（都市再生整備推進法人）と協働で進める。

実施にあたっては、道路占用許可の特例制度（都市再生特別措置法）を活用する。



2 都市再生特別措置法の改正（平成 23 年 4 月）

市町村と連携してまちづくりに取り組む団体を支援する制度や、道路空間を活用してにぎわいあるまちづくりを実現する制度が新設。

《道路占用許可の特例》

道路管理者が指定した区域で、道路上に広告板・オープンカフェ等を設置する際に「道路外に余地がないこと」（無余地性の基準）が要件から除外される。

3 都市再生整備推進法人

まちづくりに関するノウハウを有し、運営体制が整っているまちづくり団体に公的な位置づけを与え、積極的な活用を図る。平成 23 年の法改正でまちづくり会社が要件に追加された。

まちづくり会社・・・事業を行って収益を上げ、その収益をまちづくりに還元する会社。株式会社の場合、市町村が総株主の議決権の3%以上を有することが必要。

○都市再生整備計画の提案

都市再生整備計画の作成・変更を、市町村に提案できる。

○都市利便増進協定の締結

土地所有者と、まちの魅力を高める施設（都市利便増進施設）の一体的な整備・管理に関する協定（都市利便増進協定）を結ぶことができる（市町村が認定）。

4 札幌大通まちづくり株式会社

○設立：平成 21 年 9 月

○株主：大通地区 6 商店街、都市開発公社、大型店、商工会議所、札幌市（3%出資）など

○継続的にまちづくり活動を行う組織として設立。

○まち再生の総合調整役を目指す。

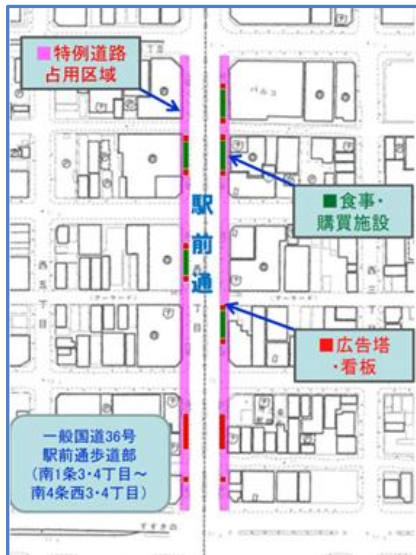
○収益事業で得られた利益は、全てまちづくり事業に還元。

○地域の付加価値を維持・向上させる公共的な事業を展開。

5 大通地区における各種制度の活用

- 札幌市が札幌大通まちづくり(株)を都市再生整備推進法人に指定 (H23/12/9)
- 札幌大通まちづくり(株) (推進法人) から札幌市へ都市再生整備計画の提案 (H25/1/29)
- 札幌市が都市再生整備計画を変更 (H25/3/21)
- 札幌大通まちづくり(株)と北海道開発局との間で都市利便増進協定を締結 (H25/3/28)
札幌大通まちづくり(株)は、施設・周辺の清掃・美化活動、放置自転車の整序・マナー啓発、違法広告物の撤去・良好な景観の保全を行う。
- 札幌市が都市利便増進協定を認定 (H25/4/10)
- 北海道開発局が特例道路占用区域を指定 (H25/5/17)
指定により、道路空間 (歩道空間) の活用が可能に。
- 北海道開発局による道路占用許可 (H25/6/7)
- 北海道警察による道路使用許可 (H25/6/14)
- 札幌市による建築確認 (H25/6/13)

6 札幌市「都市再生整備計画」(平成 25 年 3 月)



○常設オープンカフェ・売店等 (食事・購買施設) の設置・管理

オープンカフェや、ワゴンセール等を開催できるスペース、常設の購買施設、休憩スペース等を設置して、適切に維持管理する。

滞留空間を形成し、まちのにぎわいを創出する。

○広告塔、看板の設置・管理

統一感のある街並みを形成できる看板や広告塔を設置し、適切に維持管理する。まちの景観の向上を図り、まちづくりへの再投資を図る収益を確保する。

○事業主体

札幌大通まちづくり株式会社 (都市再生整備推進法人)

7 札幌大通まちづくり株式会社による食事・購買施設、広告塔の設置・運営

- 国・札幌市が設置費用の一部を補助。
- 一年を通して設置・運営。
- 施設の使用料収入で維持管理経費を賄う。
- 得られた収益は、にぎわい創出のためのイベントや、周辺の清掃・美化活動など、まちづくりのための活動にあてる。
- 平成 25 年 8 月中旬開設予定



食事・購買施設 (イメージ)



広告塔 (イメージ)